

平成21年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成21年3月10日(火)

議事日程(第3号)

平成21年3月10日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	黒沢義久君	副議長	茅根猛君
1番	木村郁郎君	2番	深谷涉君
3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
12番	菊池伸也君	13番	関英喜君
14番	片野宗隆君	15番	平山伝君
16番	山口恒男君	17番	川又照雄君
18番	後藤守君	20番	小林英機君
21番	沢畠亮君	22番	立原正一君
23番	梶山昭一君	24番	高木将君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡治君	市民生活部長	五十嵐修君
保健福祉部長	綿引優君	産業部長	赤須一夫君
建設部長	富田広美君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	高橋正美君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	深澤菊一君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	川上明文君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 一般質問

議長（黒沢義久君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） おはようございます。6番深谷秀峰です。通告に従い、私の質問をさせていただきます。

まず初めに、施政方針についてお伺いいたします。今回提出されました平成21年度施政方針について、その中から2点について市長にお伺いしたいと思います。

1つ目は、少子化対策です。施政方針の中では、経済的負担の軽減を図るため、「不妊治療費助成制度」の創設や、健やかな妊娠と出産ができるように「妊婦健康診査の助成」を14回までに拡大、1歳未満の乳児に対し、おむつ購入費用を助成する「乳児おむつ購入費助成」の創設、保育料の軽減を図る「ひたちおおた3人っこ家庭応援事業」の実施、医療費負担軽減のため、「中学3年生までの医療費助成」の拡大など、これまで行ってきた事業の拡大や新規の取り組みなどが示され、現在の予想をはるかに超える急激な少子化現象に少しでも歯止めをかけるため、いろいろな角度から少子化対策に取り組んでいこうという考えが見受けられます。

しかし、それ以前の問題として、いかにこの常陸太田市に若者が定住し、お互いのパートナーを見つけ結婚するかという大前提が必要になってくるわけであります。こうした若者定住策や結婚問題は、少子化対策の入り口であると同時に最も難しい問題で、なおかつ決して避けては通れないことと思いますが、この点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、若い世代の市外への人口流出が最近多くなってきているように思われてなりません。特に、結婚を機に、近隣市町村に居住地を移す人が増えてきているのではないのでしょうか。このよ

うな子育て世代の市外への流出をどのように防いでいく考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、施政方針についての2点目です。雇用対策についてお尋ねしたいと思います。

百年に一度の不況とも言われる現在の国内外の経済危機によって、我が国でもリストラに遭う人の数は10万人を超えるのではないかと予想され、政府もようやく大規模な予算を投入し、景気対策・雇用対策を打ち出したところであります。

施政方針の中で、本市における雇用対策として、金砂郷・水府・里美地区の「市有林現況調査事業」、不法投棄ごみ回収やごみマップ作成などの「不法投棄廃棄物除去事業」、観光振興イベントの企画運營業務などの「常陸太田魅力アップにぎわい交流推進業務」、市内物産品の販売調査等をする「観光土産品等販売促進戦略研究業務」などを行い、新規雇用創出を図っていくとあります。これらの事業を通して、一体どれくらいの期間、どれくらいの新規雇用が図られ、そのことでどのような波及効果が得られると考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、公共交通体系の整備についてお尋ねをいたします。

市民の生活の足として、公共交通の果たす役割は大変大きなものであり、特に交通弱者と言われる子どもやお年寄りにとってはなくてはならないものであります。これまで長い間地域公共交通の柱であった民間会社による路線バスは、全国各地の過疎地域において、赤字路線の増加による経営難でその多くが路線の廃止や撤退の危機にあると言えます。

本市においても、今まで路線バスの中心であった茨城交通が、その経営難から昨年11月、「民事再生法」の適用を受けたばかりで、路線は維持されるものの、今後に大きな不安を抱えたと言えるのではないのでしょうか。

そこで、現在の本市における公共交通の中で、茨城交通の路線バスの運行状況・利用状況で特徴的な具体例について示していただきたいと思います。また、路線バスを維持していく上で、かなりの財政支援を行っていかねばなりません、支援の意義について考えをお聞きしたいと思います。

あわせて、路線バスを補完する意味で始まった市民バス、予約型乗り合いタクシー、里美地区の「うぐいす輸送」について、それぞれの運行状況・利用状況についてもお尋ねをいたします。

もう一つ、以前、私も一般質問で取り上げた高校生の通学の足の確保については、その後どのように検討されているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、山の土地利用についてお聞きしたいと思います。

まず、ハイキング道の整備についてであります。本市は、阿武隈山系の南端に位置し、各所にハイキングやトレッキングに適した場所が多数あり、そのためかここ数年、四季折々を通して山を歩きながら自然に親しむ目的の入込客がかなり増えてきているように感じます。私自身も休日になると、近くの登山道に向かう団体客の姿をよく見かけることがあります。市当局としては、このようなハイキング目的の入込客の状況はどの程度把握しているのか、また、ハイキング道の整備や管理については、現在どのように行っているのかお尋ねをいたします。

そして、今後、ハイキングやトレッキングを1つの観光資源ととらえて、より多くの人を呼び込むためには、市独自のハイキング用散策マップの作成や新しいルートの開拓、山の自然をよく

知ってもらいながら，人的交流を図る意味での山のガイド創設なども必要になってくると思いますが，考えをお聞きしたいと思います。

最後に，特用林産物の振興策についてお聞きいたします。

特用林産物とは，ふだん余り聞きなれない言葉ですが，簡単に言えば，山林から生産される産物のうち，木材以外のキノコ類や山菜・木炭・竹・キリ・漆などを言うそうであります。全国的に見れば，これらの産物を既に地域の産業として確立しているところも数多くあります。

その中でもユニークな例としては，徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」が最も有名ではないでしょうか。これは，典型的な過疎の山村が，山に自生している葉っぱを全国の高級料亭などに料理のつま物として出荷するビジネスで，地域のお年寄りたちが毎朝自宅の専用パソコンでその日の相場を調べ，単価の高い葉っぱを集めてくるそうですが，驚くことにその収入は，少ない人で月20万円，多い人で80万円も稼ぐそうで，年収にすると1,000万円を超えるお年寄りもいるそうであります。

こうした例は特異な例かもしれませんが，特用林産物についてはまだまだ未開拓の部分もあって，面積の約7割が山林という本市においては，これからの取り組み次第で地域活性化に結び付く分野と言えるのではないのでしょうか。

そこでまず，現在市内で取り組まれている特用林産物の生産の現状について，どの程度把握しているのかお聞きいたします。

また，今後の1つの方向性として，遊休農地や耕作放棄地の問題と絡めて，それぞれの地域でいろいろな団体・グループがその地域に合った特用林産物の生産に取り組んでみようというきっかけづくりのための情報提供や財政支援・技術支援については，今後どのように考えていくのかお尋ねをいたします。

以上について，ご答弁をお願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 施政方針についてお尋ねがございました。順次ご答弁を申し上げます。

まず最初に，少子化対策の中で，若者の定住化にかかわる施策でございますが，現在，市内の少子化対策プロジェクトにおきまして施策の検討を行っておりますけれども，その中で，これまでの子育て支援策ばかりではなく，子育て世代が市外へ転出していかないように，また，一度転出して戻ってこられるような施策についても検討をしているところでございます。

一端を申し上げますと，平成21年度に建設を予定しております市営磯部町団地の建てかえに当たっては，若い世代やお子様をお持ちの皆様のご意見をお聞きいたしまして，これを反映した設計をしたところでございます。全6棟15戸のうち，4棟8戸を子育て世代向けに，また，1棟3戸を若者世代向けに建築をすることとしているところでございます。

また，結婚対策でございますが，平成19年度から，より結婚を希望する方の視点で事業が実施できるようにということで，市内のNPO法人に事業を委託してきたところでございます。本年度は5回の交流会を実施してきたわけでありましたが，徐々に事業が認知されてきておりまして，

3月1日に実施いたしましたふれあいパーティでは、男女各25名の募集に対しまして、それぞれ50名を超える方の応募がございました。これまでの活動も含めまして、ただいま13組のカップルが交際をしている状況でございます。

本年度より、結婚希望者の登録も開始をしたところであります。「いばらき出会いサポートセンター」等とも連携をとりながら、今後とも、結婚相談事業につきまして力を入れてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてのお尋ねがございました。「市有林現況調査事業」につきましては、5人で3カ月、「不法投棄廃棄物除去事業」につきましては、14人で6カ月雇用する計画でございまして、離職を余儀なくされた労働者に対し、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するものでございます。

効果といたしましては、「市有林現況調査事業」については、管理台帳を作成することなどにより、今後の市有林の健全な管理を図ることができるほか、「不法投棄廃棄物除去事業」につきましては、不法投棄ごみ回収によります自然環境の保全等に資するものと考えております。

また、「常陸太田魅力アップにぎわい交流業務」及び「観光土産品等の販売促進戦略研究業務」につきましては、常勤・非常勤を合わせまして4名程度の雇用を計画しているところでございます。これらは継続的で安定的な雇用機会を創出する事業として実施をいたします。

効果といたしましては、歴史的・文化的資源を活用した観光事業、あるいは地域間交流事業の活性化に寄与するものと思っております。

これだけでは雇用の人数は少ないわけでありまして、今後とも昨年11月に開設をいたしました常陸太田市地域職業相談室も活用しながら、雇用の促進を図っていきたくと考えております。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 公共交通体系の整備についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、茨城交通の路線バスの運行状況でございますが、現在、市内で21系統が運行してございます。このうち太田営業所を起点とします運行距離の長い主な系統、その1日の往復合わせでの運行便数並びに平均乗車率を申し上げますと、里美地区では、里川入り口までの系統が4便で、平均乗車密度3.9人。小中車庫までの系統が12便で4.5人。水府地区では、大久保までの系統が3便で1.1人。馬次入り口までの系統が11便で2.3人。金砂郷地区では、上宮田代までの系統が9便で1.6人となっております。

次に、路線バスに対する支援の意義でございますが、市地域交通計画におきまして、毎日定時に運行する路線バスの重要性からこれを基幹交通と位置付け、また、市民バスや予約型乗り合いタクシーなどは路線バスを補完するものと位置付けておりますことから、基幹交通としての路線バスを維持するため支援を行っているものでございます。

次に、市民バスの運行状況でございますが、現在、大きくは10コースを週二日、1日2往復、または3往復の運航を行っております。平成20年1月から12月までの1年間の利用者数は、全コース合計で4万5,358人、1日の平均利用者は149人、各コースの1日平均利用者数は

44人となっております。

乗り合いタクシーの運行状況につきましては、常陸太田地区・金砂郷地区・水府地区それぞれの3地区と市街地の間を週1日、1日6便の運行を行っております。

2月末現在の登録者数が498人、昨年7月に平成20年度試行運行を開始しまして、2月までの8カ月の総利用者数は2,689人、1日平均41人、1日当たりの平均利用者数は2.5人となっております。

商工会が運行します「里美うぐいす輸送システム」の運行状況につきましては、昨年12月末の登録者数が200人、平成20年1年間の利用者数は1,093人、月平均利用者数91人となっております。

最後に、高校生の通学のための公共交通でございますが、市内の高校への通学は可能なものの、里美地区・水府地区・金砂郷地区などからJR水郡線を利用し、市外へ通学するために利用可能な公共交通が極めて少ない状況でございます。これまでもバス事業者と協議を行ってきたところでございますが、各路線の運行距離が長く、運行に時間を要することから、対応できていない状況にありますので、今後もバス事業者と協議を続けてまいりますとともに、引き続き対応方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 山の土地利用についての中のハイキング道の整備についてのご質問にお答えいたします。

初めに、現況であります。市内各所に12のハイキングコースがあり、総延長77.6キロメートル、年間利用者は推計で9万3,850人ほどとなっております。コースの管理は、随時の路面修理と年二、三回の除草を行うとともに、職員による随時の巡回パトロールを行っております。

次に、「観光資源としてハイキングコースの増設は」とのことですが、近年はグリーンツーリズムの思想も浸透しまして、自然環境をそのまま体験する観光客も増えてきているようです。ハイキングコースを利用する方々の多くは、予定コースを回った後、地元の入浴施設で休憩したり、もよりの物産所に立ち寄り、地場産品をお土産にしたりという姿が多くなってきております。そのため、新たなハイキングコースの開拓や整備に努めてまいります。

今年4月には竜神大橋をスタートに、周辺の山間地を利用して大子町までのトレイルランニングの大会が開かれるなど、新たな魅力のコース展開も期待されておりますので、関係者とともに、トレイルランニングコースの利活用と新たなルートの可能性について研究をしてまいりたいと考えております。

また、訪れる人たちが魅力を感じる自然を保全しながら、ハイキングコースや周辺施設の紹介を合わせた案内マップの作成を初め、案内人の創設をしながら効果的なPRを行ってまいりたいというふうにとらえているところでございます。

また、山のガイドにつきましては、現在、里美地域に森林インストラクターがおりますので、

活動状況を調査しながら研究してまいりたいと考えております。

続きまして、特用林産物の振興策についてのご質問にお答えいたします。

まず、特用林産物の生産状況であります。市内の森林資源を活用しましたシイタケの栽培を主に特産品として生産がなされております。シイタケ生産農家数は16件で、販路は公設市場出荷と直売所を通じて販売しております。

シイタケの生産量は、県の林政課の調査によりますと182.4トンとなっております。シイタケ以外のキノコ類の生産状況は、マイタケ、ナメコ、ヒラタケ、エリンギ等が生産されております。生産量はごく少量で自家消費が大半を占めておりますが、一部直売所等を通じまして販売され、消費者に提供がされている状況であります。

キノコ類以外の特用林産物の生産状況につきましては、葉ワサビ、ワラビ、タラノメなどの山菜や木炭などが生産されておりますが、いずれも生産量は少量であり、それぞれ直売所、あるいはイベント等で販売している状況でございます。

次に、特用林産物の振興策であります。総合計画基本構想の中で、山の土地利用の施策として特用林産物などの進行を図ると掲げておりますので、地域の特性を生かした特用林産物の生産振興の起爆剤となるようなモデル実証展示園を設け検証してまいります。

現時点での類似取り組みとしましては、里美地区河原森林環境整備クラブによる葉ワサビの栽培、小妻地区里山林間活用グループによる、行者ニンニク、ナメコ栽培に取り組んでおります。

今後におきましても、森林・林間・里山等の地域資源を利活用した市民協働による元気の出る事業を積極的に推進してまいります。

また、地域特産物を活用した都市との交流につきましては、地産地消推進事業、グリーンツーリズム、イベント事業等を通じて展開をしてまいります。特産品の生産流通、都市交流事業は喫緊の課題として推進してまいります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 先ほどの公共交通関係の中の乗り合いタクシーの運行状況の答弁の中で、1日当たりの平均利用者2.5人を「1日当たり」と答弁をしましたので、「1台当たり」と訂正させていただきます。

議長（黒沢義久君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 要望と再質問をあわせて市長に何点かお聞きしたいと思います。

まず、少子化対策であります。昨年、私どもの会派で、栃木県鹿沼市の少子化対策を研修してまいりました。鹿沼市も隣接する宇都宮市に多くの若者が転出し、急激な少子化を招いているということで、平成18年度から全国に先駆けてつながりのある総合的な少子化対策に取り組んでまいりました。丸2年をかけ、ようやく効果があらわれ、平成19年度の統計では、月平均2.8人の増加が認められて、成果が出たと言われております。

その目玉として、鹿沼市では第3子対策事業ということで、「出産」に対する支援、「保育費」の負担軽減、子育て世代に対する「経済的支援」、仕事と子育ての両立「企業支援」、「住まい」に対する支援、5部門で全22事業に取り組んでいるそうであります。

本市においても、今回提示されました子育て支援策、鹿沼市と同じかもしくはそれ以上の事業もありますが、唯一足りないのが、「住まい」に対する支援であります。

鹿沼市では、結婚して鹿沼市に住んだ場合に、その家庭に対して住宅の助成をしたり、または、他の市町村から移り住んだ場合の支援もしております。本市の現状を考えた場合、どうやって他市町村に転出していく若い世代・子育て世代を食いとめていくかが、もしかすると最も大きな少子化対策になるのではないかと思うわけであります。

居住地選択の自由という点には十分承知の上であえて言わせていただきますが、市の職員の若い方たちがどうして他の市町村へ行ってしまうのか。裏を返せばそこに少子化対策の大きな問題があるのではないかなと思っております。住居などの絶対的な数が少ないのか、教育環境なのか、それともその他いろいろな外的要因が起因しているのか、これについて、ぜひとも市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、山の土地利用についてお尋ねをいたします。

先日、キリンホールディングス会長の荒蒔康一郎氏の寄稿文が茨城新聞に掲載されておりました。荒蒔氏は旧里美村出身で、この常陸太田市の大先輩でもあります。氏の寄稿文の中で非常に気になった部分があります。氏のおっしゃることには、「ふるさと常陸太田市のこれからの振興策の1つとして、ぜひとも自然を生かした取り組みの必要性を見直してもらいたい」とありました。それを読んで、私は今回ハイキング道の整備と特用林産物という項目で質問させていただきました。

非常に前向きなご答弁をいただいたわけですが、例えば、ハイキング道の整備にしても、そこに来た人たちがハイキングだけで終わるのではなくて、先ほど答弁にもあったように、近くの温泉施設に入浴してお土産を購入して、なおかつ地域の人と交流して、この常陸太田市を第2のふるさとと思えるような、そういう連携のある取り組みをぜひともしてもらいたいと思うわけですが、この点についても市長のお考えをお伺いしたいと思います。

もう一つ、特用林産物であります。市長は、前々から市内各地をよく歩いていると聞き及んでおります。当然市内のあちこちの山もごらんになっていると思いますが、このふるさと常陸太田市の山は、まだまだ大きな可能性を秘めているのではないのでしょうか。その1つが今回私が質問しました特用林産物であります。

先ほど質問の中で言いました徳島県の上勝村。おばあさんが1,000万円を超える収入があるというのはだれが見ても驚きであります。これもたった一人の農協職員がたまたま行った高級料亭で、ある女性が刺身のつまをじーっと見ているのを気になって、これはもしかしたら商品になるのではないかなと、それがきっかけだということでもあります。

もしかすると、この常陸太田市にも、我々が気づいていない山の恵み、山の産物、そして、もしかしたら地域の活性化の起爆剤になるような物が隠れているのかもしれない。この点につい

て、市長が今まで市内のあちこちの山を歩いてきた経験の中で、「これは」というものがあればぜひお示しいただきたいと思います。

以上、3点を質問いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に、少子化対策について、特に住居に対する行政としての支援策その他を中心としたお尋ねがございました。

住居につきましては、他の市町村でも、例えば子育て中の第2子、第3子がいる場合の市営住宅・町営住宅等への入居費用を助成するとか、いろいろな手を打っている市町村を承知しております。先ほど申し上げました少子化対策プロジェクトの中で、そういう施策についても今後検討していく必要があるだろうというふうに考えているところであります。

市職員が結婚すると外へ出ていってしまうというようなことでありますが、ほとんど市職員が結婚いたしますときに私は招待を受けて行きまして、1件1件確認しておりますが、出ていく人たちは、共働きで片方が水戸とか勝田あたりに勤めている人、そしてまた、片方は常陸太田市に職員として勤めているような人、そういう方にとっては、どうしても奥さんのほうの通勤距離とか、そういうことを考えた上での居住地の選定ということが中心になっているようであります。必ず祝辞の中では当市へ戻ることを薦めながら話をしているという状況でございます。

いずれにしても、当市の少子化対策につきまして、今回ご提案を申し上げますさまざまな支援策等を総合いたしますと、決して他の市町村に劣っているというふうには考えておりません。深谷議員ご指摘のように、住宅政策についてはまだこれからという状況でありますので、対策プロジェクトの中で検討を進めていきたいと思っております。

それから、山の土地利用につきまして、当市が恵まれた自然ということは1つの大きな資源になっているわけでありまして、これらをそういう資源のない地域の人たちにアピールすることによって、そしてまた、迎える側としてもさまざまな体験メニュー等を踏まえながら、交流人口の増加に結び付けていきたい、そういうふうに考えているところであります。

中でも、農山漁村青少年の交流プロジェクトとか、既に昨年、里美地区・水府地区ではそういう受け入れ体制もできてまいりました。要はいろんなメニューをいかにPRして、そしてまた、受け入れサイドの体制をどう整えるかということが大きな課題だと思っております。それらを踏まえて、自然を利用した交流人口の増加に努めてまいりたいというふうに思うところであります。

3番目に、特産林産物について何か生かせるものはないのかというお話であります。先ほど産業部長が答弁いたしました、現在、当市内にあります特産林産物について、これをまずは地産地消ということ、そしてまた、さらに販売状況等によっては増産をするような手だてをしていくことが一番近道といたしますが、実現性のあるやり方じゃないだろうかと考えているところです。

特に地元ではよく認識されておきませんが、常陸太田市産のシイタケについては、よそから来た人には大変な評判であります。特に、どんこって言うんでしょうか、あれを焼いたものについては、若者も含めて称賛をいただいている。そんなことをもう少しPRをして、外に出していく

ようなことをやっていくべきじゃなからうかと。

繰り返しになりますが、まずは食料自給率を向上させる観点からも、この地産地消の中でそれを大きく取り上げて進めたいと思うところであります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。質問の前に、2009年度予算案が政府から提出されておりますので、そのことについて少し触れておきたいと思っております。

日本経済は、昨年10月から12月期のGDP（国内総生産）は、12.7%の大幅マイナスになるなど急速に悪化し、深刻な落ち込みを見せています。世界同時不況の中でも日本がとりわけ大きな打撃を受けており、国民の暮らし、中小業者の経営はいよいよ深刻です。

ところが、政府が提出した2009年度予算案には、経済悪化を緊急に食いとめる対策もなく、暮らしと内需の回復に役立つ方策もありません。どの世論調査でも国民の8割が反対し、最後は3分の2の力で押し通した3年後の消費税増税とセットのばらまき定額給付金に続き、雇用対策も短期・一時的なものに過ぎず、大企業による派遣切りをとめる対策もなく、社会保障については依然として抑制路線に固執しております。

その一方で、大企業・大資産家のための減税は一層規模を拡大しようとしております。これでは日本経済の回復どころか、生産が落ち込み、雇用と所得が大幅に減少し、消費が冷え込むという経済縮小の悪循環を加速するだけです。

国民の苦しみにまともに対応できず、迷走する麻生内閣の支持率は10%を切るほどに下落し、首相自身の資質にかかわる問題や閣僚のスキャンダルなどで、文字どおり政権末期の様相が広がっております。

日本共産党は、政治を変える中身、方向を鮮明にするとともに、国民の苦しみに応える予算組み替え案を提出するなど、論戦と戦いで解散総選挙を勝ち取るために奮闘しております。ただひたすら解散だけを求めて予算組み替え案すら出せず、来年度予算案の採決日程まで事実上容認する民主党などとは明確に異なる立場を堅持しております。

国民いじめの国の悪政がはびこる中で、地方自治体が住民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすことはますます重要になっていきます。私は、住民が主人公、住民の暮らし第一、これを信条に、今、国民の生活の深刻さが日々増しているもとの、住民の苦難軽減のため全力を尽くす立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、市民に信頼される市民生活優先の市政について、市長の施政方針から伺います。

市長の施政方針の重点戦略として、小学3年までの医療費助成を中学3年まで大きく拡大。妊婦委託健康診査の拡充などの少子化対策・子育て支援や、小学校3校への図書司書配置など、教育環境の整備はご努力が伺えます。

さらに、木造住宅の耐震診断士の派遣、予約型乗り合いタクシーの運行の実施や、学校給食地元食材の利用拡大など、市民が安心して暮らせる施策などが前進することは何よりもうれしいこ

とです。

さて、雇用問題についてです。市政方針では、「地域の雇用を維持するためには、国と連携して適切な対策が求められている」と述べられております。雇用対策として、「市有林現況調査事業、不法投棄廃棄物除去事業、常陸太田魅力アップにぎわい交流推進業務などで、新規雇用創出を図っていく」としてはいますが、どれくらいの規模になるのかという点では、昨日の同僚議員の質問でわかりましたので割愛しますが、今回の補正予算で、地域活性化生活対策臨時交付金、約4億9,200万円と、一般会計から890万円上乗せして5億8,100万円で、本庁舎屋上防水工事や旧水府庁舎解体工事、旧水府中央公民館解体工事などの普通建設事業を進める計画について、地元業者への発注比率を引き上げることは重要なことだと思います。それについてはどのようにお考えかお伺いいたします。

市の施策を企画・推進していく上で「地域協働」「市民協働」が大切であり、施政方針でも強調されております。そのために、「職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、市民と行政との距離を身近なものにし、市民との信頼関係を築きながら、行政責任を果たして推進していく」とありますが、どのような改革をお考えか。

また、施政方針で、「今後、地域コミュニティの体制づくりや、市全体の市民協働推進体制の仕組みづくりを検討」とありますが、具体的にはどのように当たっていくのか伺います。

「新たな定員管理適正化計画を推進する」としてはありますが、住民サービスの問題、支所機能の問題、労働強化の問題などに影響がないのか、定員管理の適正化の考えについてお伺いいたします。

農業再生の問題です。

常陸太田の豊かな自然条件を生かした農業の再生こそ地域経済を下支えする柱であり、農業の再生による食料自給率の引き上げは、経済・地域の安定にとって最優先の課題です。今、進められている地産地消の取り組みやブランド化、特産品の開発と同時に、本市の食料自給率を上げる施策を強化することも重要だと思います。そのためには、農産物の価格保証、所得保障が必要だと思いますが、市長の見解を伺います。

自然条件や農業構造を無視したWTO提案をきっぱりと拒否するよう要求したり、ミニマムアクセス米輸入を中止するように国に求めていくことも農業を守る上で大変重要ですが、ご所見を伺います。また、食料を巡る内外の情勢、国民世論の変化、食料資源の高まりについての市長の考えをお聞かせください。

市政方針で、「新規就農者への支援体制について検討」とありますが、例えば団塊の世代や若者にどうアプローチしていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

温暖化防止対策は、これも重点戦略に入っておりますが、地球温暖化抑止は、一刻の猶予も許さない人類的課題です。環境問題の位置付けと優先度・具体策については、環境基本計画、地球温暖化防止対策地域推進計画にも明確化されておりますが、いつまでにどうするのかという目標のない取り組みは実現できないと思っております。市民や事業者などの理解・協力を得ながら目標と計画の周知徹底を図っていくことが重要だと思いますが、それについての見解を伺います。

2番目に、指定管理者制度の問題と対策について伺います。

指定管理者選定委員会は、2008年11月12日、常陸太田市温水プールの指定管理予定者の選定を行い、公募により指定管理者を募集したところ、株式会社アメニティエンジニアリング1社のみ応募であったため、この1社のみ選定について協議した結果、株式会社アメニティエンジニアリングを指定管理予定者として選定し、昨年12月定例会で提案・採決され、私もそのときは賛成しております。

常陸太田市温水プールは、今年度3月31日まで株式会社サンアメニティが指定管理者として管理運営業務に当たりますが、2009年4月1日から2012年3月31日までの3年間、株式会社アメニティエンジニアリングが管理業務を行います。

ところが、2月1日の朝日新聞に報道によりますと、大変大きな見出しで、「城里町から指定管理者取り消し業者、温水プールの請負、常陸太田市と結ぶ。経営の実態、同じ子会社、市規定に抵触か」ということで、この中で、本市ではこのように取材に応じております。

「指定取り消しを受けた会社が形を変え、そのまま業務を引き受けたように見られないかなど議論したが、明確な違反ではないと判断した」と。「子会社であれば問題はないと静観している」、このような記事が掲載されていたわけです。

このサンアメニティは、調べてみますと、茨城県城里町にある温泉を利用した健康増進施設「ホルルの湯」の指定管理者でしたが、指定管理期間が2011年3月までとなっているのに、2008年9月末で撤退しました。

本市の指定管理者募集要項の応募資格の中に、「市又は他の公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと」とありますが、条例の中に、関連会社、あるいは子会社等も含むように改正すべきだと思います。そうしなければ、指定管理者をよそで取り消されても、名前をかえ、あるいは関連会社はその指定を受けるという当市の例のような場合もあるわけですので、きちんと応募要項の資格の中に盛り込むべきだと思いますが、ご見解を伺います。

また、常陸太田市の選定ガイドラインが持つ問題と、それをチェックする議会に対する情報開示の問題です。

株式会社サンアメニティは、城里町の施設でプール事故を起こしたり、東京都北区では、たくさんの事件・事故を起こしております。調べましたら、温水プールで水漏れ事故を起こして賠償しており、従業員によるプリペイドカードの料金着服事件も引き起こして指名停止3カ月の処分を受けております。プールの監視員4人が暴力事件を起こし、その4人は18歳未満で年齢の契約違反が問われて2カ月の指名停止処分を受けています。このような情報を市は把握していたのかどうか、選定基準に他自治体でのトラブル等も加えるべきだと思いますが、ご見解を伺います。

また、審査における企業の評価内容についても、議会側では十分内容チェックができないという問題があります。それをチェックする議会に対する情報開示をすべきだと思いますが、ご所見を伺います。

また、それには指定管理の場合も不祥事や法令遵守に対する姿勢をチェックできるように、コ

ンプライアンス条項を作り充実する必要があると思います。安全管理に関するチェックや評価，経営の安定度や職員の定着度，人材育成のあり方などについてのチェック，評価できるガイドラインを作り，議会に報告すべきだと思いますが，ご所見を伺います。

3番目に，情報公開と電子メールの保存について伺います。

2009年1月11日の新聞報道によりますと，大阪府の橋下徹知事は，情報公開の対象となっている知事メールについて，府民から情報公開請求を受けた後に，パソコンから昨年9月以前分をすべて削除したことを明らかにしたという記事です。

橋下知事は，府庁で報道陣に，「面倒くさいからメールを消しちゃいました。残せということになったらごめんなさいするしかない」と，このように釈明したそうです。しかし，橋下知事自身の判断でメールを削除できるなら，都合の悪い内容のものはメールになりかねません。

本市の情報公開条例では，メールも電磁的記録の一種として公開対象になっております。職員同士が電子メールで行う業務連絡や報告などの管理は，現在どのようになっているのか，職員が業務でやりとりし，組織で共有するメールは原則として公文書であり，規定を設けて保存すべきではないかと思いますが，ご見解を伺います。

4番目に国民健康保険税の減免制度拡充についてお伺いいたします。

所得が少なくなっている中，高過ぎる国保税の負担はますます大きくなっています。本市の国民健康保険税条例では，減免は認められるものとして，1つ，「災害等により，生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」。2つに，「当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者」の2つがあります。過去3年間の申請減免の申請件数・認可数はどのようになっているのか伺います。

市民の健康を支えるセーフティネットとして，申請減免についての制度を拡充し，生活実態に即した免除・軽減が図られるよう最大限の努力をすることが求められていると思います。県内では，常総市や高萩市などが，例えば所得が前年度より3割減が予想される場合などの基準を設けて，規則や要項で低所得者に対して独自の減免制度を作っております。国民健康保険の保険料は，前年度の収入によって算出されます。収入が安定しない自営業者も多く，滞納者を増やさないためにも払いたくても払い切れない低所得者に対して，本市が独自に減免制度を作ることを求めますが，ご見解をお聞かせください。

5番目に，介護保険の状況とサービスの充実について伺います。

介護保険は制度開始から10年目を迎えます。労働介護の解消，介護の社会化などを進めるはずの介護保険でしたが，実際にはまだ介護を巡る悲惨な事件が後を絶ちません。介護サービスの総量は増えてはいるものの，一人ひとりにとっては負担が増える一方で必要なサービスが十分受けられていない人が増え続けているのが10年目の現実だと思います。

日本共産党は2月9日，「だれもが安心して利用でき，安心して働ける介護保険制度へ抜本的見直しを求めます」。このような具体策を提言いたしました。それらを踏まえて6点について質問いたします。

1つ目は，現在の介護保険料の滞納の状況についてです。

2つ目は、今度の要介護認定制度の見直しで、介護度が低く出るのではと関係者の中からも危惧が広がっております。今回の見直しの狙いは、結局介護認定を低くして、さらに給付費を抑制しようとするものではないのかと思われそうですがどうでしょうか。

3つ目は、2005年の改正では、要介護から要支援になり、介護ベッドなどの取り上げが行われるなど必要なサービスが抑制されました。要介護から要支援に移された人が何人いるのか伺います。

4つ目として、介護保険料改定に当たり、基金5億2,000万円のうち2億8,000万円を取り崩し、現行の保険料、月額3,650円と同額として値上げを抑えたと報告されましたが、今でさえ大変な負担の保険料です。全額取り崩して値下げすることは検討されたのでしょうか。本来、この基金の原資は介護保険料であり、3年に1度は精算されなくてはならないと思います。基金残高2億4,000万円について伺います。

一時的に資金不足が生じたときに備え、茨城県に財政安定化基金がありますが、県の保健福祉部長はこのように言っております。「2006年以降、貸し付け実績がなく、約38億円の残高がある」と述べております。基金を取り崩し、介護保険会計に入れてもお金がなくなるわけではありません。当該年度で余れば次年度に繰り越せばいいだけです。今、厚生労働省も取り崩すように指導していると思いますが、全額取り崩し、介護保険料の値下げをすべきです。ご所見を伺います。

5つ目は、利用料についてです。私は、現在の訪問介護サービスの利用料に加えて、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の利用料の減免を求めてきました。減免の拡充について、ご所見を伺います。

6つ目は、包括支援センターの現状と今後の計画ですが、2006年度から始まった地域包括支援センターは、予防プランの作成などに忙殺され、多くの自治体では十分に活動できていないのが現状だと聞いております。自治体の責任のもと、医療介護福祉などの連携を強め、高齢者の生活と権利を総合的に支えるセンターとしてその活動を発展させることが重要ですが、包括支援センターの現状と今後の本市の計画について伺います。

6番目に、特定健康診査と保健指導について伺います。

最初に、受診率について。特定健診は、昨年9月で一巡しました。現在までの受診率ですが、特定健康診査、特定保健指導実施計画書では、2008年度40%となっておりますけれども、昨年度同時期と比較してどうだったのか。また、今年度から新たに導入した個別健診の実施状況はどうだったのか伺います。

実施計画書では、40歳から50歳代の男性を中心に若い世代の健診意識の醸成と受診の促進が重要な課題としておりますが、今年度の受診率はどうなっているのか。受診率向上のため、どのような手だてをとっていたのか伺います。

健診結果の状況ですが、基準値を超えた人の率についてです。メタボリックシンドロームの該当者と予備軍の率についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、新たな国民病と言われている慢性腎臓病の予防について伺います。

慢性腎臓病は、腎障害を示す所見や腎機能低下が慢性的に続く状態で、放置したままにしておくくと末期腎不全になって人工透析や腎移植を受けなければ生きられません。末期腎不全は世界的に増え続けており、早期発見・治療が大切です。現在、日本には約1,333万人の慢性腎臓病の患者がいると言われ、人工透析は26万人で、毎年1万人増え続けて400人に一人が人工透析を受けるようになると予想されております。このような状況なのに、特定健診では全員が受ける基本的な検診項目から血清尿酸、血清クレアチニンが外されております。

昨年の7月ですが、常陸太田市医師会と文教民生委員会で懇談会を持ちました。保険年金課長にも出席していただきましたが、そこでは特定検診の問題にも話が及び、根本医師会会長も、血清クレアチニンの検査は必須だと述べておられました。慢性腎臓病の予防のためにも、また、特定検診の内容を充実させるためにも血清尿酸と血清クレアチニンを検査項目に加えてほしいと思いますが、ご所見を伺います。

次に、実施計画書では、保健指導対象者1,131人と推定、目標実施率25%で283人となっておりますが、保健指導の状況と体制について伺います。

また、腹囲が基準値未満の人の生活習慣病の実態について、腹囲が基準値未満の人は、血糖・脂質・血圧が異常でも情報提供となっておりますが、この人たちに対する保健指導を行う必要があると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

7番目に「市営住宅の家賃の決定等について伺います。」公営住宅法」施行令の一部が改正され、2009年4月1日より施行されます。入居収入基準や家賃制度などが見直され、既存入居者には5年間の激変緩和措置が講じられておりますが大幅な家賃の値上げです。入居の機会が奪われる心配もあります。「公営住宅法」施行法改正による既存入居者、新規入居希望者への影響はどうかお伺いいたします。

また、この改正について、入居者等に対して、いつどのように説明対応したのかお伺いいたします。

最近、2009年度家賃月額についての通知を受け取った方から私のところに相談がありました。「一気に3万円以上も上がっていたのでびっくりした。4人の子どもをかかえ、これでは生活ができない。何とかならないでしょうか」というものでした。確かに見せていただきますと、算出基準になる前々年度の収入は基準額を超え、収入超過になっておりました。その上法改正で新家賃は10万円近くになり、小中学生など4人の子どもをかかえた家族6人の子育て世代の暮らしを支えるには、余りにも新制度の負担は大き過ぎると思います。子育て世帯が安心して入居できるように、減免制度も含めて市条例の見直しを求めたいと思います。若者定住にもつながり、町の活性化も図られるのではないのでしょうか。ご見解を伺います。

最後に、商店会の街灯の維持管理費の助成について伺います。

商店会が設置している街路灯は、交通安全や防犯にも大事な役割を果たしております。近年、営業が大変でやむなく店を閉じる商店もある中で、街路灯の維持管理費の負担が重くなってきており、電気代等、維持管理費の助成は強い要望となっております。

例えば、内堀町の場合ですが、商店会では、各商店で1灯当たり、月1,200円の維持管理費

を納めております。商店会の街路灯の設置や維持管理費の方法は、その商店会によってさまざまです。設置に対しては、市常陸太田市商店街活性化事業で、経費の2分の1以内で補助金を交付する制度がありますが、安心・安全のまちづくりの上からも、商店街振興の上からもきちんと位置付けて、商店会の街路灯の助成を求めますが、ご所見を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、公共事業と雇用対策の関連についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

雇用対策事業につきましては、新規事業として、平成21年度から臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する「緊急雇用創出事業」、あるいは継続的で安定的な雇用機会を提供する「ふるさと雇用再生事業」等に取り組み、その他に平成20年度一般会計補正予算で計上いたしました地域活性化生活対策臨時交付金事業の実施、あるいは平成21年度予算の土木費などの建設事業の増額などによりまして、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、お尋ねにございました公共事業の発注に当たっての市の考え方でございますが、本市の入札制度につきましては、平成19年度から水道部も含めまして、すべての業種で2,000万円以上の工事としました。一般競争入札におきまして、大規模な工事や特殊な工事以外の工事につきましては、市内業者であることを入札の要件といたしております。

また、2,000万円未満の土木建築工事におきましては、原則として市内業者を指名いたしまして、競争入札を実施しているところでございます。これらのことにより、極力市内の業者を使うという考えで進めてまいりたいと思っております。

発注時期等につきましては、今議会の議決をいただきましたら、できるだけ早く発注ができるように事務事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民協働推進体制のお尋ねがございました。今、市内各地域におきまして、市民協働の活動が活発化をしてくれておりました大変うれしいことでございます。しかし、その実態を見ますと、町会長さんなり、あるいはその地域をリードする核となる人たちのいる地域が先に活動を開始しているという状況でございます。これらを考えましたときに、この市民協働推進体制をどう整えていったらいいかということは、今、1つ大きな課題でもございます。市民の力を結集し、市民が主役の地域づくりを行うためには、地域で活動される各種団体、例えば町会、あるいは地区社会福祉協議会、あるいは体育協会・老人会・子ども会等々の連携が必要となってまいります。その体制づくりをしたいというふうに考えているところであります。

仮称ではございますが、これらの体制づくりを進めていく中で、「市民協働のまちづくりを考える会」を立ち上げまして、地域の実情、あるいは地域のご意見をいただきながら、市民活動をしやすい仕組みづくりを市民の皆様とともに検討してまいりたいという考えでございます。

次に、職員の抑制を図りながら多種多様な行政ニーズに対応ということで、施政方針の中で申し上げます。

現行の定員管理適正化計画につきましては、平成21年度で終了することから、一層の定員管理適正化を図るため、新たな計画を策定するものでございます。

また、市民の行政ニーズに対応する行政組織の見直しも同時にあわせて必要となっておりまゝす。このため、現行組織の精査・検証を行いまして、簡素で効率的な行政組織機構の構築を図っていききたいというふうに考えます。今後とも多様化する市民ニーズに適切に対応できるような、職員一人ひとりの資質向上もあわせて図っていききたいと考えております。

次に、食料資源を高めるなど、食料の自給率を高めるべきというご指摘でございますが、この自給率を上げていくことは、我々のみならず、国民にとって極めて重要なことでございます。

農林水産省が平成20年12月2日に食料自給率の強化のための取り組みと、食料自給率50%のイメージを公表いたしまして、おおむね10年後に50%を達成するイメージと取り組み事項を示しているところでございます。これによりまして、耕作放棄地の解消及び農地の有効利用等の国の政策が示されてくるものと思われまゝす。当市にとりましては、当市の施策と合致するものについて、積極的に政策に取り組むこととしたいと思いまゝす。

現在、市が地場産品の普及拡大を進めている地産地消の施策をさらに推進いたしまして、市民へ安全・安心な農産物の供給の拡大を図りまゝすとともに、当市の基幹産業であります農林業の育成を進めることによって自給率の向上を推進してまいりたいと思いまゝす。

議員からいろいろな点でお尋ねがございまゝした。当市の農業を取り巻く環境は、厳しい状況にございまゝす。今、政府の政策としては、大規模農家等への保障等々については、さまざまな方策がございまゝす。しかし、問題は兼業農家、あるいは規模の小さい農家に対する保障制度等があることはあるにしても、それほど大きなものではないという状況にございまゝす。兼業農家が農業をやめるということになったら、当市にとっては大変なことになるわけでありまゝす。

やめるかやめないかの判断の基点はどこにあるかということから申し上げますと、農産物を作るための直接経費プラス今まで投資をしてきました農業機械等の減価償却費、その合わせたものよりも高い所得が得られるかどうかということが判断のポイントになるうかと思いまゝす。所得が低く、減価償却費も生み出せないというような状況下にあつては、再度の投資はちゅうちょするのは当然のことでありまゝす。そういうことに対しまして、それぞれの地域の農業農地を守っていきまゝすために、前々から申し上げておりまゝすが、受託作業の組織等を立ち上げ、投資する農機具の台数を制限し、逆に言いまゝすと、農機具の稼働率を上げられる状況を作り出しながら、当市の農業を支えていく必要があるだろふというふうにおもうところでありまゝす。

また、転作等につきましても、今、米から小麦・大豆等へ転作をしていくためのさまざまな保障制度等がございまゝすが、これらについては有効に活用していききたいと思ふところでありまゝす。

さらに、新規の就農者についてでございまゝすが、施政方針の中でこれを検討していく必要があると申し上げまゝした。新規の就農者に対しては、近隣の市や村におきましては、新規就農して生活の自立ができるまでの間、2年とか3年とかの期限を切つて、毎月の生活費の補てんといいまゝすか、立ち上げまでの支援等をしている自治体もあるわけでありまゝす。そんなこともあわせてこの検討をして、新規就農者が地域に定住できるような支援策についても進めてまいりたいという

ふうにかえるところであります。

その他、新規就農者に対して技術的な勉強会等々もございますけれども、これらにあわせて力強い農業支援策を打っていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

最後に、環境基本計画を策定しまして、具体的に今後どのように進めていくのかというお尋ねがございました。環境基本計画の中では、本市が目指すべき環境像を「一人ひとりがつくり出す共生環境」、そして「協働のまち」と定めたところであります。市・市民・事業者による「協働」によって、環境問題を考え実践していくこととしたいと考えております。

そしてまず、3月22日に開催いたします「水と緑と太陽のまち推進大会」を手始めといたしまして、多くの市民団体の参加を呼びかけて市民環境会議を設立し、市民全体で環境対策に取り組むような機運を醸成してまいりたいと思うところであります。

また、市内全家庭に環境家計簿を配布いたしまして、二酸化炭素の排出と生活のつながりを知る機会として活用していただき、先ほど申し上げました市民上げての環境対策問題に資していきたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） ご質問の指定管理者の問題と対策についてお答えをいたします。

常陸太田市温水プールの指定管理者の募集に当たりますには、常陸太田市温水プール指定管理者募集要項の応募資格の中で、「当該団体が市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと」ということになっております。

当市の公の施設の指定管理者選定委員会で、このことについて議論した中で、指定の取り消しは事実ではあるが、サンアメニティにつきましては応募資格なしと判断をされました。今回の指定管理者として、株式会社アメニティエンジニアリングにつきましては、平成9年に設立され、県内においても業務実績があり、利用者に対するサービスの向上、施設の適正な維持管理、管理に係る経費の縮減と市の指定管理者制度の目的を十分達成できると判断され、市の指定管理者選定委員会において決定し、12月の議会で議決をいただいております。

「関連会社が応募できないような要項にはならないのか」というようなご質問についてでございますが、現在のところ、要項の見直しについては考えておりません。

次に、指定管理者関係の会社の情報と議会への情報開示等にかかわる問題でございますけれども、応募した会社のほうからは指定管理指定申請書とともに、提出書類といたしまして、施設の管理運営にかかわる基本的な考え方、あるいは管理運営体制・計画、さらに事業の収支計画・定款・登記等、決算報告書・収支計画等の提出を義務付けております。そういう中から指定管理者選定委員会といたしましては、施設の効果的な、あるいは効率的な管理運営を通じ、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として審査を行ってきておりますが、議員ご発言のように、他の団体でのトラブルについては把握しておりません。

本市といたしましては、1カ月に1回、担当者と同様の事業者が定期的に会議を行っており、

トラブル防止にもつながっておるところでございます。新たに指定管理者であるアメニティエンジニアリングの事業計画において、関係法規を遵守することや、あるいは利用者の安全管理、信頼を得る施設運営をするということにつきましては、今後も定期的な会議を通して進め、あるいは監視をしていきたいというふうに考えております。この点につきましては、今後も担当課において十分に留意をしまいたいというふうに考えております。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 情報公開と電子メールの保存についてのご質問にお答えをいたします。

電子メールにつきましては、ご質問にもございましたように電磁的記録に含まれますことから、職員が送受信をするメールのうち、組織において業務上必要なものとして利用、あるいは保存されている状態の情報につきましては、情報公開条例第2条に定めます情報に該当しますので、情報公開の対象になるものと解しております。

したがって、職員が自分の仕事の便宜のために保存している正式情報と重複する情報の写し、あるいは職員が個人で検討している段階にとどまる資料などにつきましては、情報公開に定める情報に該当しないものと判断をされます。

このような中での電子メールの保存につきましては、電子メールが情報伝達手段であるわけですが、ただいま申し上げましたように、その利用の実態から情報公開対象の情報かどうか判断されますので、現在は文書取り扱い規定において保存年限が定められていない状況でございます。

現在の事務の執行の上からは、電子メールの情報を組織として業務上の必要性から利用したり、あるいは保存されるような情報、つまり、情報公開対象になるような情報につきましては、通常、情報を紙に出力をして上司に報告したり判断を仰いだりするなどしておりますので、実質的には文書としての保存年限が適用になっているものと考えております。

しかしながら、すべての電子メールが文書になっているわけではないことから、今後は茨城県や県内他市の動向を見ながら保存基準のあり方について研究をしまいたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 保健福祉部関係のご質問にお答えいたします。

最初に、国民健康保険税の減免制度の拡充についてであります。国民健康保険税の減免につきましては、「地方税法」第717条の規定に基づき市条例で定められておまして、限られた範囲内のものについてできるものとされております。このことは、税の減免は軽々に行うものではなく減免を行うことが客観的に相当であると認められ、公平性・公共性があるものに限るべきと理解されるものであります。

当市の低所得者への対応といたしましては、「地方税法」に基づく6割・4割の税軽減を行っております。また、随時納税相談を通し個々の状況を見きわめながら分納納付により完納をお願い

しているところであります。

低所得者向けの独自の減免制度は、「一定の基準を設けての画一的な減免適用はすべきではない」というのが国の見解であり、国で定めた6割・4割という法定軽減制度がある以上、さらに上乘せした減免制度を設けると、減免適用を受けない被保険者とのバランスを失すおそれがあり、また、減免した額の補てんが行われないことから、減免措置の拡大が国保財政に与える影響を考慮いたしますと慎重に対応せざるを得ないものであると考えております。

しかしながら、県内においても独自の減免制度を設けている市もありますので、制度の内容や適用状況について研究してまいりたいと考えております。

また、過去3年間の減免実績はございません。

次に、特定健康診査と保健指導についてのご質問にお答えいたします。

特定健康診査につきましては、昨年5月30日から9月5日までの期間に、計54日間、55会場におきまして集団健診を実施し、さらに10月27日から1月31日まで、市内の医療機関におきまして個別健診を実施し、合計3,688名の皆様が受診いたしました。特定健康診査の受診券は、国民健康保険に加入する40歳から74歳の方に対して発行いたしました。受診率は、目標値40%に対しまして31%になります。特定健康診査の結果につきましては、健診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容のパンフレットなどと一緒に、受診後3週間程度後に受診者の元へ送付いたしました。

また、特定健康診査の結果により、内臓脂肪の蓄積を基本として、生活習慣病のリスク要因、血糖・脂質・血圧・喫煙などの数によって階層化された対象者735名、そのうちリスク要因が1つの方、動機付け支援515名、2つ以上の方、積極的支援220名に対し、結果通知と同時に特定保健指導の案内状を送付いたしました。特定保健指導は、リスク要因数によりグループ分けし、生活習慣の改善に向けた支援を行いながら6カ月後にその評価を行うものであります。対象者への案内通知は電話などによる勧奨を行い、現在216名の方が各地区の保健センターなどにおいて生活習慣の改善に向けた取り組みを行っているところでございます。

また、健診の結果、早急に医療機関の受診が必要な方につきましては、保健師が個別に訪問し、受診勧奨を行うほか、各検査項目の数値が医療機関の受診勧奨判定値に3項目以上該当している方につきましては、県・市医師会との共同により、健診フォローアップ事業として医療機関の受診勧奨と受診状況の調査を実施しているところでございます。

今後、より多くの健診を一度に受診できるように、健康づくり推進課を初め、各課で連携をしまして、「さわやかセット健診」と称しましたこれまでの成人健診、特定健診、生活機能評価、結核、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診に加え、胃がん・大腸がん・乳がん検診もあわせて受診できるような機会を提供し、より多くの方々に受診いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

腎機能の検査項目、先ほど議員さんからご指摘がございました血清クレアチニン検査、血清尿酸検査の問題につきましては、平成20年度の実施についても検討を進める段階から懸念される問題といたしまして、日立メディカルセンターを委託先とする4市におきましても、市独自の追

加項目の可否の議論を行ってきたところでありますが、まずは、特定健康診査の実施体制の確立を優先すべきとして実施を見送ることにいたしました。

また、人工透析を受けている方の人数につきましては、国民健康保険特定疾病療養受療証の交付者数で見ますと、平成21年2月末現在34名でございます。医療につきましては、国民健康保険特定疾病療養受療証の交付を受けますと、1カ月の自己負担額が1万円となり、さらに身体障害者手帳1級または3級に該当することから医療福祉制度の適用を受け、実質的には自己負担がなく治療をできることとなっております。

また、腹囲の基準未滿、血糖値が高い者の対応であります。特定健診、保健指導の対応に限らず、本来の業務であります保健センターから市民への個別の保健指導、事後指導として、引き続き対応してまいりたいと考えております。

さらに保健指導の体制についてであります。先ほども一部申し上げましたけれども、当市は現状の健康づくり推進におきます保健師・管理栄養士などによりまして、対象者への保健指導を実施してまいりたいと考えております。目標値の達成状況や実施の課題等の検証を行いながら、今後のあり方につきましては、国における制度見直しの状況なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険料の状況とサービスの充実についてのご質問にお答えいたします。

最初に、「滞納により給付制限となっている方がいるか」というご質問でございますが、現在2名について給付制限の対象となっておりますけれども、2名とも介護サービスを利用していない方でございます。

介護認定を受けている滞納者につきましては、督促通知とあわせて給付制限の内容を記載した通知により納付を促すとともに、納付相談により分納納付を促し、給付制限にならないよう指導しているところでございます。

次に、介護認定の見直しについてでございますが、要介護認定はコンピュータによる一時判定、それを受けて介護認定審査会での審査、介護の手間による基準時間を基本に認定度が定められるものでございます。

今回の改正につきましては、高齢者の複雑な状態像をできるだけ調査項目間の関係性、能力・介護方法・障害の有無等でございますが、これらを示してこれらの状態像をそのまま判定結果に反映させるためのものでございます。具体的には現行の要介護認定に用いられている受給モデルを医療や福祉等の観点からではなく、より実態的な高齢者の介護の手間を数量化したしまして判定するものでございます。市のモデルケースでございますが、現行との差異は認められないものとなっております。

次に、平成18年度の制度改正について予防給付の創設によるサービスの給付抑制の状況についてのご質問でございますが、介護予防サービスは今よりも状態が悪くならないように、また少

しでも自分でできることが増えるようケアプランに基づき行われております。

要支援者のデイサービスにつきましては、報酬体系が従来の回数当たりから、月額報酬に改正され、本人の状況に応じて週1回から2回程度の利用となっているところでございます。

ベッド等の福祉用具貸与は、要支援要介護1の軽度者につきましては、原則として車いす、特殊寝台等は利用できなくなりましたけれども、認定調査項目により例外的に認められる場合や、本人の状況に応じて支援が必要な場合は、ケアマネジャーの判断や医師の医学的所見により利用できることになってございます。

なお、要介護1相当から要支援2へ移った人数でございますが、平成19年3月末399人、平成20年3月末377人、平成21年1月末410人となっております。

次に、基金の考え方でございますが、基金につきましては、第1期、第2期の事業計画期間の保有額は2億2,834万2,000円となっており、第3期事業計画期間の保有額は3億2,364万9,000円と見込んでおります。

第3期計画期間に基金保有額が増えた理由でございますが、給付実績が計画の見込み量を下回ったことでございますけれども、これにつきましては、期間中に介護療養型医療施設が廃止されたこと、また、地域密着型サービス事業所において、新規事業であったことから事業参入の問い合わせはあったものの、計画どおりの事業参入者がなかったことなどによるものでございます。

基金の保有額は、保険給付費の1カ月分として約3億円程度が適正であるということ踏まえて、第4期事業計画期間においては、保険料を据え置く考えから2億8,100万円を取り崩すこととしてございます。

次に、平成21年度からの保険料負担第4段階の軽減措置対象者の人数でございますが、対象者につきましては4,153人、全体の24.5%と見込んでございます。

また、「介護サービスの利用料の軽減について、通所介護、短期入所生活介護などの他のサービスについても拡充できないか」とのご質問でございますが、現在、市単独事業として、訪問介護を利用する低所得者を対象に軽減措置を行っているところでございます。

制度上の低所得者対策として、1割の自己負担の上限額を定めている高額介護サービス費やショートステイを利用した場合の食費・居住費に上限が設けられ、自己負担分の軽減がなされてございます。現時点では、訪問介護以外のサービスへの拡充は考えておりません。

次に、包括支援センターの現状と今後の計画についてでございますが、平成20年度において1カ所の増設を計画しておりましたけれども、有資格者の人的確保が困難であることから、現在1カ所で運営してございます。今後も市民ケアマネジャー等の資格取得の支援を行い、人材の確保を図りながら、増設に向け進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についてお答えいたします。

国が公営の家賃制度の見直しを行ったのは、入居資格者の収入基準が前回の平成8年度から相

当期間が経過したこと。結果、収入基準 20 万円が収入の低いほうから収入分位で言いますと 4 分の 1 番目から 3 分の 1 番目以上に上昇したこと。また、公営住宅申し込みの応募倍率が上昇し、本来の低所得者の入居機会が減る自体となっていることなどの理由によるものでございます。このため、本年 4 月から入居申込者資格の収入基準が月額 20 万円から 15 万 8,000 円に変更となり、収入分位により 8 段階に区分されております家賃算定基準額なども見直されることとなりました。

家賃は入居者の収入や世帯の人数などによっても変わってしまいましたが、収入や世帯の人数などが変わらないものとして見直し後の家賃を試算してみますと、最も収入の少ない区分におられます全体の約 6 割、約 340 世帯につきましては、家賃は変わらない結果となっております。残りの区分の世帯につきましては、収入が高い区分へ移るに従いまして、約 6,000 円から約 1 万 7,000 円の増額となりますが、5 年間をかけて 5 分の 1 ずつ増額をしていく激変緩和を行うことで入居者の負担軽減を図ることとしております。

この入居収入基準の見直しに伴う説明についてでございますが、まず新年度、家賃を決定するために入居者の皆様の申告をお願いいたしました。6 月の通知において資料をお送りいたしました。その後、家賃が決定しました 2 月の通知におきましても同様の資料をお送りし、周知を図ってきたところでございます。

また、入居者の募集に当たりまして、1 月の募集から、本年 4 月より収入基準が下がることを市報などでお知らせしているところでございます。

次に、市条例の見直しについてでございますが、公営住宅は「公営住宅法」によりまして設置されたものでございます。このため、収入の認定と家賃の決定は政令によることとされており、また、本市の市営住宅は国の補助を受けており、県・国の法律に基づいて市条例を決定いたしますことから見直しについては考えてございません。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 商工会の街灯の維持管理の助成についてのご質問にお答えいたします。

現在、街路灯に関する補助につきましては、商店街団体等を対象に設置工事費の 2 分の 1 を商店街活性化事業として助成しておりますが、電気代や照明器具の修理代などの維持管理費につきましては助成対象とはしておりません。当面、助成対象は施設整備費のみとさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の地球温暖化対策推進計画の目標についての質問にお答えをいたします。

まず、計画期間でございますが、平成 21 年から 24 年度までとしております。

次に、二酸化炭素の削減目標でございますが、平成16年度を基準年としまして6%の削減目標としております。

推進項目、これにつきましての事業量目標でございますけれども、5分野に整理をしております。

まず、省エネ対策の推進として5項目、環境学習の推進として5項目、ごみ減量化の推進として5項目、吸収源対策の推進として4項目、自然エネルギー活用の推進として1項目を事業量目標として実施しております。全体で20項目について市民の協力を得て、二酸化炭素削減に向けて取り組んでまいります。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

市長の施政方針から、市民に信頼される市民生活優先の市政ということで何点か質問させていただきました。この中で常陸太田市の基幹である農業問題については、新規就農者の支援を初めとして各種の事業を市長が進めていくということでありますので、市長を先頭に農業再生のためにぜひ力強く取り組んでほしいと思います。

また、少し前になりますが、農業シンポジウムもありまして、そのときにも生産者から後継者、担い手の問題が出されておりましたけれども、やはり、所得保障がなければ、先ほど市長がおっしゃられたとおり担い手は育成できないと、そういう人材をつくることができないということですから、やはり、価格保証・所得保障、こういうものをしっかりとぜひ計画的に進めてほしいと思います。

市の普通建設事業の公共事業の入札についてですけれども、地元業者を優先的に発注をするということで、議決されれば早目に発注したいということでありますので、ぜひそのような方向で取り組んでほしいと思います。

雇用問題で1つお願いしたいのですが、雇用の安定確保等について、経営者団体、あるいは労働者派遣や請負などを行っている事業主団体に、雇用の確保ということについては、できれば市長自ら要請に当たってほしいと思いますけれども、この点についてお考えをいただければと思います。

それから、定額給付金について、この場をお借りして私の見解を述べたいと思うんですけれども、先ほども幾つか述べましたが、これは総選挙前のばらまき予算であると。2兆円の財源、これは今本当に困っている失業対策、あるいは高齢者の医療費負担の軽減、また、医師不足などの医療対策に使うべきであると思います。この定額給付金の問題では、私は基本的には反対ですけれども、2次補正の中で、当市でも9億7,000万円近く交付されるわけです。そういう給付金を受け取りたいという声も市民の中から聞かれますので、この補正については賛成したいとは思いますが、なかなかそういう場がありませんので一般質問の中で表明していきたいと思っております。

しかしながら、やはり考えなければならないのは3年後の消費税セットであると、2兆円ばらまいても消費税5%上げれば13兆円になるわけです。1年に13兆円ですから政府は元が取れると。こういう定額給付金というのは問題は多いんですけども、先ほど申し上げたとおりです。

指定管理者制度の問題対策について。4月1日から、指定管理者がサンアメニティからアメニティエンジニアリングにということで決まったわけですけども、応募要項の問題について、今回はその親会社で資本金が75%か78%ぐらいアメニティエンジニアリングに行っておりますし、取締役3人も親会社の取締役と全く同じであると。また、各指定を受けているところでもいろいろ事件・事故なども起こしている。やっぱりそういうことなどもきちんと把握・調査されて選定に当たってほしいと思います。

応募要項についての見直しは考えていないということですけども、私は余りにも無責任な答弁ではないかなと思うんです。やはり検討してみるべきではないかと思うんですけども、再度ご答弁をお願いいたしたいと思います。

情報公開と電子メールの保存については、保存規定を作るあり方について研究していきたいということですので、しっかりと研究していただいて、保存規定を本市においても作っていただきたいと思います。

国保税の減免制度拡充について。これも、県内で独自にやっているところもあるので研究していきたいということですので、国の見解では一定の規定を設けることは認められないという、それに合わせて本市は減免制度は2つの制度のみで進められておりますけれども、研究課題として、ぜひその名のとおり、研究をしていい方向で進めていただきたいと。本当に国保税は高い。低所得者の皆さんは確かに先ほどの4割・6割軽減策もありますけれども、それでも滞納者がいるわけです。そういった実態をよく踏まえて滞納者をつくらない、そして、やっぱり払いたくても払えない人、そういう人たちの意思もくみ取って減免制度を拡大していく必要があるのではないかと思います。

介護保険の現状とサービスの充実についてですけども、基金の考え方について先ほど言われましたけれども、そういう気持ちもわかりますが、今一番本当に必要としているのは、高い介護保険料なんです。2億4,000万円もの基金をさらに積み立てているということには、私は問題があると思うんです。やはりどうしたら引き下げられるのかということの基本にぜひ考えていただきたいと思います。

それから、要介護から要支援に認定度が下がったということで、平成19年399人、平成20年度とそれぞれ答弁がありましたけれども、認定度が下がったということでサービスももちろん少なくなるわけで、そういうことについてどのような見解をお持ちなのか、そこを伺いたいと思います。

地域包括支援センター、20年度も予算を取っていましたが、先ほどの答弁では人的確保ができなかったと。社会福祉士、主任ケアマネジャー、それから保健師との3人がそろわないとできないわけですけども、平成21年度の新年度予算を見ましても1カ所の予算しか取っていないと。これでは包括支援センターをつくる気があるのかどうかということが非常に心配され

るわけです。そういう部分ではどのように考えているのか、もう一度答弁をお願いしたい。

やはり、この広い常陸太田市の中で1カ所というのは無理があると思うんです。早目に人材育成なども図って、もう1カ所増やす構えで取り組んでほしいと思いますけれども、よろしく願いいいたしたいと思います。

利用サービスについての拡充ができないかということで、考えていないということですが、これも非常に給付が抑制される中で、介護者にとっては保険料の他に利用料1割負担を取られるんです。これは大変なことなんです。やはり利用料の減免の拡大を図ってほしいと思います。

特定健康診査と保健指導についてですけれども、いろいろと今回短い期間の中で保健師さんは大変な苦勞をされたと思うんです。そういう中で、確かに市民の皆さんからも保健師さんはよくやってくれたという話も聞こえてはおります。それはさておいて、血清クレアチニン、それから血清尿酸の健診について、平成20年度に可否を行ってきたが実現を見送ってきたというような答弁でしたけれども、今後どうなのかという点についてご答弁をいただきたいと思います。

市営住宅の家賃の決定等について。これは、今度の法改正で家賃の算定が低くなったために入居も逆に難しくなったと。それから、少し収入が多い人は家賃が大幅に上がったと。ここでも激変緩和措置と、「激変」と言われているんです。激しく引き上げられているわけなんです。そういう意味ではやはり何らかの減免制度を考えて、若い世代の方は多少収入が多くても子どもを育てる中では非常に重い負担になるわけです。そういう部分を、実態をよくとらえていただいて検討していただきたいと思います。

それから、政府に対しては、公営住宅の入居基準の改正がされましたけれども、そういう問題、あるいはケースの設定の自治体の権限強化など、こういうことについて施行令等の改正をぜひ求めてほしいと思いますけれども、この1点についてご答弁をお願いいたしたと思います。

商店会の街路灯の維持管理費の助成、先ほど私も申し上げましたけれども、施設のみについては当市独自の2分の1補助制度がありますが、今困っているのは、街路灯そのものが老朽化しているということで新しく付けかえなくてはならないという問題もありますし、店を閉めている方にも多少なりとも負担金を払ってもらっているという話も聞いておりますけれども、新年度予算の中での商工費の占める割合というのは2.1%と。議会費が1.1%、これを除けば一番低いわけです。当市の商店の振興のためにも、こういう電気代等の維持管理費の助成についてはしっかりと助成できるように、商工費の予算を増やしていただきたいと思いますがどうか。ご答弁お願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんからのご質問の中で、雇用の確保という観点から、「事業主等への雇用確保のための要請を市長自らしてはどうか」ということに対してお尋ねがございました。すべての企業を回るわけにはいきませんが、重点的な企業といたしますか、主だったところを回って今の雇用の情勢を確認方々、できるだけのところを回ってみたいと思います。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 指定管理者制度について再度のご質問にお答えをいたします。

応募要項の見直しにつきましては、指定管理者制度の趣旨から広く応募者を募り、審査で絞るという考えでありましたので、教育委員会としての見解を先ほど申し上げたわけですが、この問題につきましては、広く本市の指定管理者応募選定にかかわる内容でございますので、公の施設の指定管理者選定委員会に問題提起をし、判断につきましては委員会にゆだねたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 特定健康診査の中で、「検査項目に腎機能の検査項目、血清クレアチニン検査、血清尿酸検査を付け加えたらどうか」というご質問でございますが、実施対象や実施方法、健診費の負担の問題など、実施すべき課題が多々ありますので、引き続き今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険の状況、サービスの充実についての再度の質問にお答えいたします。

最初に、要介護から要支援になり、サービスの低下になるのではというご質問でございますが、従来の要介護1の中に、予防を行えば自立に向かう方も入っていることから、平成18年度の制度改正によりまして、自立に向けての可能性がある方についての区分を細分化し、要支援2としたところでございます。

サービス内容につきましては、要介護度別に本人の状況によっての内容となっておりますが、特に要支援者のサービス内容につきましては、要介護状態にならないよう自らの機能を低下させないためのサービス内容となっておりますことから、要支援になったことによりサービスが低下するものではないと考えてございます。

次に、包括支援センターについてでございますが、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続することができるよう、心身の健康の維持や生活の安定のために必要な援助支援を包括的に支えていくことは必要なことだと考えてございます。

このため、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の職種が必要とされることから、人材の

確保を図りつつ進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

子育て世代などに配慮した家賃を決定していくための国への要望についてでございます。公営住宅は収入が少なく住宅に困窮している方々に、低廉な家賃で入居していただくことを使命としております。また、市内には多くの民間賃貸住宅がありますことから、両者が適正な役割分担を果たして市民に住宅を提供する環境を整えていくことも重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、少子化への対応が重要な施策となっておりますことから、市営住宅におきましては、未就学児童がおります世帯につきましては、これまでも裁量階層を設けまして入居の機会拡大を図るとともに、家賃における収入超過加算を免除しております。

また、新年度につきましても、子育て世帯に対する優先入居の規定を設けて入居抽選における入居機会を高めるなど、子育て世帯への優遇を図っていくこととしております。

市といたしましては、当面これらのことを見守りまして、その状況、効果等を見守ってまいりたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 街路灯に関します再度のご質問にお答えいたします。

商店街に街路灯組合が設置している街路灯は夜間の照明となっており、商店街のイメージ、雰囲気づくりの1つにもなっているところでありますが、市が管理する防犯灯とは性格を異にするものと考えております。

しかしながら、街路灯組合の構成員の減少などによりまして、街路灯の管理が困難になっている状況もあるようでございますので、今後のありようにつきましては、研究課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2分という時間ですけれども、さらに質問を続けたいと思います。

先ほどの教育長のご答弁ですが、今回温水プールに限って教育委員会管轄ですけれども、選定委員会にゆだねるということですが、もう少し責任を持ってしっかりと選定委員会で、なぜ応募資格が設けられているのかと。やっぱりきちんと効力が発揮できなければならないわけで、きちんとした姿勢で選定委員会に問題を投げかけてほしいと思います。

市営住宅の家賃の決定等について、先ほども申し上げましたけれども、激変緩和措置がなぜ設けられたかということなんです。市営住宅の家賃がある程度の収入から上の人は値上げになると

いうところですから、そういう部分について、入居する人たちに対する認識が不足しているのではないかと。やはり今度の法改正などについても問題ありと、国にそういうことは求めていくべきではないかなと思います。市営住宅がなぜあるのかということについて、私も重々それは承知しております。

介護保険ですけれども、介護現場の人材不足というのは、先ほども言われておりますが深刻です。やはり劣悪な介護労働者の待遇を改善すると、そういうことで介護報酬が3%引き上げになりましたけれども、それで改善できるのかどうかということです。やはり本市においても公的な助成制度を作る、検討して労働環境の改善を支援することが重要だと思っております。ご見解、もう一度お願いいたします。

最後に繰り返しますけれども、市民に信頼される市民生活優先の市政を進めるということは、やはり地方自治体の本旨である暮らし、福祉、安全を守るということでもありますので、市長の今後の市政運営に向けてのご決断をもう一度ご答弁いただきたいと思っております。

時間、若干超過いたしました。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんの市民の暮らしを優先した行政執行ということで、市長の考えというお尋ねがございました。もちろん行政として、なぜ行政があるかという根底をただせば、それは市民の生活、そしてまた、安全等を守ることが第一の使命であります。そういう中でできる限りのことはしてみたいと、こういうふうには考えておりますが、財源等の手当等も許される範囲でこれを実行すると言うしかありません。ただいまのところはそれ以上申し上げることはございません。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険の状況サービスの充実についての再度のご質問にお答えいたします。

国においても介護現場の人手不足解消に向けた介護従事者処遇改善法、こういったものが昨年成立されております。こういったものに基づきまして、さらに当市としても対応を図ってまいりたいということで考えてございます。

なお、現時点では公的な助成制度については考えてはございません。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についての再度のご質問にお答えいたします。

家賃が新年度から変更になるわけですが、これにつきましては、国も協議を持っているところがございますので、国からこの結果・状況等について報告を求められるような機会がある

と思いますので、そのときには本市の状況等を詳細に回答してまいりたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 指定管理者制度について、再度のご質問にお答えをいたします。

教育委員会での審査について、もっと厳正にというお話がございました。そのような形で今後努めてまいりたいと思います。

議長（黒沢義久君） 24番高木将君の発言を許します。

〔24番 高木将君登壇〕

24番（高木将君） 24番高木将でございます。この場に立つのが3年ぶりでございます、いささか緊張しております。平成3年6月議会で最初に登壇したときを今思い返しているところでございます。よって、言葉遣いに過誤がございましたならば、おくみ取りをいただきましてご答弁をお願いいたしたいと思っております。

さて、私は大きく3点について通告をさせていただきます。1番目に施政方針について、2番目に農・商・工連携について、3番目には運動公園の再整備についてということで通告をさせていただきますが、この1番目の施政方針につきましては、昨日、そして本日と多くの議員から質問がございましたし、初日に市長さんの施政方針をお示しいただきましたので多くを理解するところでございますが、1点、この施政方針の3ページにございますけれども、重点戦略の中の「ストップ少子化若者定住」、さらには「高齢者生きがい元気づくり」、そしてその下のほうには、「あったかコミュニティが育む住みよい環境づくり」ということで載っております。その少子・高齢化、そしてさらには、「あったか」というところが、障害者の方についても温かな市政運営をしていただきたいという観点で質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

この質問の観点は、タクシー事業を展開する中で、目に見える、特に大勢の方々に対する事業や施策が展開されることももちろん重要なことではありますが、もしかすると本当に数少ない方を対象としたものであっても、やはりこれは大切なこともあるという観点でありますので、ご理解方お願いいたします。

公共施設への整備についてを1点お尋ねをしたいと思っております。

私、昨年9月までの2年間、多くの議員の皆様方のご支援で議長職を務めさせていただきました。その責任を全うできたかどうかはわかりませんが、精いっぱいやったつもりでございます。

それで、市長公用車を利用させていただく機会が多く、西口の玄関で乗りおりをする機会が多かったわけでありましてけれども、西口玄関は、地盤の沈下及び隆起等が繰り返されて、議員の皆様方、職員の皆様方、多くの市民の方もおわかりのように、車の乗りおりが非常に困難になっている現状でございます。特に、北側道路から入ってきて西口の助手席でおりることが多かったわけでありましてけれども、そうすると傾斜がついているものですから、開けたドアが自動的に閉まってしまふ。これは、私のような世代の者でも、時にはドアが急に閉まってしまつて非常に危険な思いをしている現状がございました。特に、この1番目の少子・高齢化、障害者への優しいまちづくりという観点で考えますと、力の弱い子どもさん、もしくは高齢者の方々、さらには障害

をお持ちの方々とありますと、ドアを広く開けた状態でおりるということは非常に困難ではないかなというふうに常々思っておりました。

さらには、南側の大きい駐車場側から入ってくると、これは非常に駐車場から南側の玄関口まで距離が遠いという認識を持っております。特に雨風の強い日、そういったときには体を本当にびしょびしょに濡らしてしまうような状況もあるわけです。これほど駐車場と本庁舎の距離が長いところというのは、もちろんそれは大きな駐車場であれば、遠くにとめざるを得ないときには距離が長くなるのはいたし方ないこととありますけれども、考えてみますと、小さなお子さんを抱えて荷物を持って、もう一人のお子さんが一緒についてくるような若いお母さん方、さらには高齢者の足の弱っているような方々、車いすの方々、そういった方々にとってみれば大変苦痛を伴うこともあるのではないかなという思いを持っております。4階の議会事務局の窓から見ておられますと、そういった方々を雨風のときには本当に大変な思いをしているなという思いでおりました。

そういった中で、「あったかコミュニティが育む住みよい環境づくり」ということで、この内容については、障害者の方々とか、そういった小さなお子さんをお持ちの方とか、高齢者の方というふうに具体的にはうたっておりませんけれども、こういったことが見えないところであると思いますが、そういったところが整備されていくことによって、あったかコミュニティといえますか、市役所というものが見えてくるのかなというふうに思っております。そういったことの積み重ねで市役所への理解が深まるのではないかなというふうに考えますので、この辺について市長さんの思いをお聞かせ願えればというふうに思っておりますので、ご答弁よろしく願いいたします。よく、ご家庭の玄関やトイレを見ると、そのご家庭のあり方がわかると言われますが、市役所も同じじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

私としては、西口の玄関はなかなか整備をし直すというのは困難なのかもしれませんけれども、南側のところは真上から見ていただくとよくわかるように、れんがの階段がございしますが、そのケヤキの木が3本でしたか、あるかと思えますけれども、そのエリアを障害者の方々、障害者マークを駐車場に描きまして、そういった方々に利用していただくのも1つの方法ではないかなと思っております。

それと、できれば障害者の方々、特に車にお乗りの方であったりすると、車いすは両手で操縦といえますか、動かしますので、雨の日には傘も差すことができないわけでありますから、できれば駐車場をもし展開していただけるとするならば、屋根なども付けていただくのも1つの方法だと思っておりますが、とりあえず駐車スペースを確保するという点に関しては、特に大きな経費はかからないと思えますので、その辺についてご考察をお伺いできればと思っております。

さらにちょっと細かなことで恐縮ですが、障害者の方に優しい庁舎、公共施設ということの中で1つ、1階にはオストメイトのトイレの設置がされましたけれども、この利用者がどの程度あるのか把握ができていればその辺についてもお尋ねしたいと思えますし、さらに、この整備をなされた中で本庁舎ということで第1号としたのだと思えますけれども、他の公共施設、特に多くの市民の方々が出入りする支所について、どのようなお考えがあるのかもお聞かせ願えればと思

っております。

2件目の農・商・工連携についてであります。これは行政であるとか、商工会・観光協会、それから地域文化との融合ということ念頭に置いた質問であります。

農・商・工連携とさせていただきますが、この農・商・工連携というのは、2月の下旬に、従来の1市1町2村の各商工会の会館で、商工会主催による地域商工業の現況懇談会が実施されました。その席では総代を決めるという狙いがあったわけですが、現況についても商工会員の皆様方にご理解いただきたいということでの集まりだったわけですが、そのときに、今後の展望についての中で、昨年7月に法整備がなされました農・商・工連携について、関連して新商品の開発で活性化を図りたいという執行部の方々のお話がございました。そういった関連付けの中で、たまたま農・商・工連携と書かせていただきましたが、これにつきましては、行政も当然多くの部分でかわりを持っていくことが求められると思いますし、先に新聞に若干出ましたし、同僚議員からも質問がありましたけれども、観光協会の統合、そして事務局長さんを全国に公募するというようなお話もございましたが、そういった中では、緊急雇用対策経費関係のかわりも当然出てくると思っておりますので、この辺について質問させていただきたいと思っております。

当然、先ほど来申し上げております行政であるとか商工会、それから観光協会、これは今までも行政と連携をとりながら市民の商工業の活性化とか福祉の向上とかさまざまな観点で協力をし合ってきたわけですが、1つ私は地域の歴史や文化というものをもっと積極的にとらえた形で地域の商工業、もちろん農業も含めた活性化を図っていくべきではないかなと。特に地域の歴史・文化ということについてのかかわり方について、どのようにお考えなのかお聞かせ願えればというふうに思っております。

農業については、ある学者の引用で大変恐縮ですが、「グローバル経済や地域経済のありようから農業の将来を見据える必要性を感じる。家族経営や小規模零細経営を中心とする地域経済の実態を踏まえ、新たな地域ビジネスモデルの構築を図る。さらに農・商・工連携や融合産業の構築などにより、突破口として考える。農業経営者政策の体系化を中心とした農政の再構築を図る、言わば農業の地方分権農政」というふうにその方は言っておりますが、この辺についても含めてお聞かせ願えればと思っております。

本日もお二方の中で農業にかかわる部分の質問もございましたけれども、地場産品を利用して新商品の開発、これは本当にぜひ願ってもないことでありますので、先ほど来の答弁のこと、私もぜひお願いをしまいたいと思っておりますが、私からは先ほど来申し上げておりますように、地域文化とのかかわり方と行政のこれまで以上の積極的な働きかけ、特に観光協会は一本化されるということになりますと、これまでとは違った意味合いを持つ観光協会になると思っておりますので、その辺についてもお話を伺えればと思っております。

歴史や文化というものをより強く絡めていけば、新商品が開発されて、爆発的に売れるものが開発されれば良いのですが、やはりそれであっても常陸太田を訪れてくれる人がいるとするならば、この理解を進めていただければさらに足をお運びいただける方が増えるというような思いを

持っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今言いましたように、農業を地域文化というものも今までよりもより積極的にかわりを持つようにしていただきたいという思いで質問したわけでありますが、さらにもし考えられるようなかわりを持つことができる可能性のある団体があれば、それらについてもより取り組みをしていただくようなご努力もお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

3番目に移らせていただきます。運動公園の再整備ということでございますが、昨日、同僚木村議員からこの山吹運動公園についても触れられておりました。基本的に老朽化が進んでいる現況下における再整備への考察ということでは同じ観点でありますけれども、私は1つ費用対効果ということも考えなければならない当市の財政状況なのかなというふうに思っておりますので、そういった観点で若干違う観点での質問になるかと思いますが、ご理解方よろしくお願いいたします。

今、費用対効果と申し上げましたけれども、山吹運動公園の屋外プールにつきましては、何年前でしたでしょうか、プールと底地の間の土砂の流出等があって、かなり経費をかけた改修を行いました。

もともとあの地域は水田でありまして、非常に何と申しますか、沼地化したような水田であったわけでありまして。私が小さいころの記憶で若干あいまいなところがあるかもしれませんが、いずれにしても膝とかではなくてまたのあたりまで田んぼに入りながら田植えをするような状況であったわけでありまして、当然ああいう大きな構築物をつくるということにとっては条件はよくなかったわけでありまして。鯨ヶ丘の高台、それから山吹運動公園で言いますと西山の公園のすぐ下という、高台のすぐ下ということでありますから、これは全国的に見ても高台のすぐ下は上からの土砂の流出、特に粉末状の流出土が堆積するとそこは沼地化してしまうということがありますので、条件的に決してよくなかった。そういった中でプールであったり体育館であったりができれば、当然周りは若干隆起をしてしまう。せっかく舗装したコンクリートあたりは、ひび割れをしながらいわゆるでこぼこな地形になってしまうということがあります。

そういった経緯の中で、これまで30年を超える年月、山吹運動公園というものは、利用者の方々の駐車場が狭いという不便性もありましたけれども、多くの市民の皆様方に利用されてきたわけでありまして。

このプールに関してお話をさせていただくならば、プールの利用期間・利用日数というのは、その年の気候にも大きく左右されるわけでありまして。冷夏の年であれば、本当に使える日数は二十日とか3週間、4週間に満たないようなこともあったのではないかなと思っております。長くても1カ月半ぐらいなのかな、実質的に使えるのは。そういったことを考えたときに、いずれ大規模改修もしくは建てかえと申しますか、施設を解体して新たにつくるというような時期が遠からず来ると思っております。

昨日の答弁でありますと、体育館についても床の改修ということでありますが、体育関係者の方から言わせれば、実はもう体育館の床はとっくに改修というか、全面張りかえをしなければならないような状況だというふうにおっしゃる方もおられました。それは、もちろん関係者の方々

がこれまでご努力しながらしっかりと整備を進めながら使ってきたから長持ちしたんだと、そういうご努力は認めるところであります。いずれにしても、もういよいよ改修をしなければならぬ状況になってきた。当然建物そのものもかなり傷んできておりますし、耐震の問題とかいろいろあるのかもしれませんが、いずれ遠からず建てかえの時期も来るということを考えていくと、やはり財政の厳しい本市としては、長期にわたる財政計画を立てながら対応していかなければならないと思いますので、その辺について、現在のところどのようなお考えであるのかをお尋ねしたいと思っております。

プールに戻りますけれども、学校のプールにつきましては相互利用といいますが、より整備のゆきとどいているプールを2校で1つ利用するとか、もしかすると天候に左右されない温水プールを利用しようというような考えも当然出てくる時代だと思っておりますし、その辺について教育委員会、市執行部当局がどのようにお考えであるのかお尋ねをしたいと思っております。長期にわたる資金計画が必要なこういう施設でありますので、その辺についての現段階でのお考えをお尋ねをしておきたいと思っております。

そして最後になりますが、これについても昨日も若干触れられておりましたけれども、リトルリーグの球場の規定が変更になっております。現状の面積では基本的に公式試合はできないわけでありまして、相談を受けたときに単純にレフト側の外野側の延長線を伸ばせばいいのかなというようなお話をさせていただいたら、実は道路が迫っていてそれはできないということでありました。西側に5メートルとか10メートルぐらいおくる。ただ、今度は左中間が本球場の外野席と接地しておるということ。それから、その間には立木が数本ございますので、その辺の伐採もしなければならない。

そういうことを大きく考えていくと、先ほどのプールとの面積の関係、それから、昨日も出ました駐車場の確保、67台でしたか、確保してあるということでしたけれども、距離はそんなに変わらないと思うんですが、それでもやはり裏にとめないで堤防付近にとめてしまう方々がいる。川は以前から流れているわけでありまして管轄も違いますし、市が後から山吹運動公園を整備したとするならば、時代が車をまだまだ必要とするならば、やはり敷地内に駐車場の整備を進めるということも大きな行政側の課題だというふうに認識しております。当然、リトルリーグからも要請方はあったかと思うので、その辺についてどのようなお考えでおられるのかをお尋ねをして1回目の質問とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、施政方針の中から、人にやさしい公共施設の整備ということに関してお尋ねがございましたので、ご答弁を申し上げます。

多くの方が利用する建築物など公共的な施設につきましては、高齢者や障害者の方はもとよりでございますが、すべての人に配慮した安全で容易に利用できる施設であることが必要だと考えております。このため、市といたしましては、身障者計画の基本目標の1つに、「人にやさしいまちづくり」を掲げておりまして、年齢や性別、あるいは障害の有無に関係なく、だれもが使いや

すい公共施設の整備・改善をすることといたしておるところでございます。

そういう中で、本庁舎敷地内における障害者用駐車場は、庁舎の西側と南側にそれぞれ2台、合計4台の駐車スペースを確保しております。庁舎西側の障害者用駐車場につきましては、車道を横断するようなことがありますし、また、傾斜もついてしまっているということで余り利用されていない状況でございます。一方、庁舎南側の障害者用駐車場は、車止めの段差が約5センチ、れんが敷きの通行帯、約20メートルがある状況で距離も非常に長いという状況になっております。

つきましては、障害者や車いす利用者の利便性を高めますために、平成21年度に庁舎と南側駐車場の間に障害者用の駐車場を新設することとしておりまして、その際段差の解消、あるいは専用通路の改修等も行っていきたいと考えております。

なお、雨天の際の乗降につきましては、ご不便をかけておりますが、現在の庁舎西側の通路に係る附属工作物の下を利用させていただきたいというふうに考えております。

次に、オストメイト関連のご質問にお答えを申し上げます。

現在、オストメイトは本庁舎に1カ所、水府支所に2カ所、水府総合センターに4カ所設置しております。今後、未設置の金砂郷支所につきましては、障害者用トイレがないために大規模な改修が見込まれますが、設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、里美支所につきましては、現在の障害者用トイレを改修いたしまして、できるだけ早期に設置をしてまいりたいというふうに考えます。

なお、公共施設等の中には、まだまだオストメイト等の設置がされていないところもあり、さらには、構築物周辺の地盤沈下等によりまして、段差や勾配がついてしまっているようなところもございます。計画的にこれを補修して、人にやさしい公共施設づくりに努めてまいりたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 農・商・工連携について、地域文化を考慮した連携による新商品開拓についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、一昨年来、地産地消推進協議会を設置するとともに、今年度は総務省の「地域力創造アドバイザー事業」等を取り入れまして、地産地消の推進と、米・ソバ・ブドウのブランド化と、それらを使った商品の開発のための取り組みを進めてきたところでございます。

新商品の開発の取り組みとしましては、巨峰を原料としたソースや市内で収穫された小麦粉であります「きぬの波」を使用したパン・洋菓子・和菓子の創作を進めており、市内において飲食店関係者などでワークショップや試作品づくりなどを行ってまいりました。

また、農産物のブランド化につきましては、米・ソバ・ブドウを中心に、品質向上と基準づくりや生産管理のあり方などについてワークショップを開催したり、常陸太田の自然や歴史の中ではくまれたそれらの農産物について、そのよさを物語性を持って発信できるよう、初めての取り組みとしまして、小冊子『「常陸秋そば」の故郷 常陸太田の物語』を発行いたしました。

今後につきましては、多くの皆様の参加を得て、本年度の取り組みをさらに確かなものにする
とともに、都市と農村の交流などグリーンツーリズム活動や、ソバやコシヒカリオーナー制、ある
いは自然や歴史・史跡等を生かしたエコミュージアム活動などを連動させ、J A・関係機関団体・
商工会・観光協会を初め、多くの関係団体や賛同者の連携・協力のもと、推進することとしてい
るところでございます。

具体的には、今年度に引き続き「地域力創造アドバイザーの活用事業」や、県中小企業団体中
央会の支援を受けて、農・商・工連携事業、さらには西山の里桃源を主な施設として市内観光土
産品の発掘・選定、市内物産品等の試験的販売、売り上げ調査などを行う委託業務を実施してま
いります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 運動公園の再整備についての中、1点目のプールについてお答えを
いたします。

市内には社会体育施設といたしまして、山吹運動公園水泳プール、それから大里ふれあいプー
ル、P & G水府海洋センタープール、温水プールの4カ所がございます。温水プールを除く3カ
所のプールにつきましては、期間を定めて2カ月間開設をしております。

議員ご指摘の山吹運動公園水泳プールにつきましては、昨年是一般、さらには幼稚園児・保育
園児を含み、入場者が3,038人と多くの方のご利用をいただいた状況でございます。施設は古
くなっておりますが、当分の間は修理・修繕をして開設してまいりたいと考えております。

なお、学校のプールについてでございますけれども、現在、学校にあるプールについては、当
然使用していくということで考えてございます。ただ、体育等によるプール指導の時間が大変少
ない状況になってきております。また、学校施設検討協議会におきまして、将来のプールにつ
いて答申をいただいておりますが、その中で簡易な修繕等で使用できるものについ
ては、当然修理をしながら使っていくこととなりますけれども、費用の問題から新しいプールに
つくりかえるということについては今後考えておりません。

議員ご発言のような共同使用、あるいは地理的な条件にはよりますが、近くのプールに、例え
ば温水プール等にバスで送り迎えをしながらそこで専門的なインストラクターによって指導を受
けてもらうことも視野の中にいれている状況でございます。

2点目の体育館の建てかえについてお答えをいたします。

市民体育館につきましては、昭和52年7月に竣工し、築31年が経過をしております。この
間、各種スポーツの練習や大会等に多くの市民の方が利用され、スポーツ施設の中心的役割を果
たしてきております。議員ご発言のとおり築31年が経過しており、安全で適正に活用いただけ
るよう、施設修繕維持管理に努めているところであり、平成21年度は市民体育館の床及び内壁
塗りかえ工事を行ってまいります。

体育館の建てかえにつきましては、今後、市役所内部に検討会を立ち上げ、体育館の建てかえ

を含め山吹運動公園全体の整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、リトル球場の球場規定改定に伴う拡大再整備についてお答えをいたします。

山吹運動公園の少年野球場につきましては、年間を通して常陸太田リトルリーグが使用しております。議員ご発言のとおり、以前リトルリーグの関係者から、ルール改正により、「現在の少年野球場の拡大はできないか」というようなお話がございました。現地を調査しましたところ、ルール改正との整合性を図ると道路敷きに入る形となり、また、公園樹木や作業道路等もあり、現在の位置の中ではなかなか拡大ができない状況でございます。

以上、それぞれのご質問にお答えはいたしました。山吹運動公園につきましては、築30年以上経過しており、議員ご発言のように施設の老朽化、あるいは地盤沈下、さらには施設によっては現在のニーズに合わない点も出てきている状況でございます。したがって、さらなるスポーツ振興という面から、あるいはまたスポーツを通じた交流人口の増加など、今後予想されるさまざまな課題を見据えた将来の山吹運動公園のあり方や方向性をしっかり定め、その視点から各施設等について論じる必要があるというように認識をしておりますので、先ほどもご答弁申し上げましたように、次年度、内部で検討会を立ち上げていく考えでございます。

議長（黒沢義久君） 24番高木将君。

24番（高木将君） それぞれにご答弁をいただきましてありがとうございます。

1件目でございますが、市長さんからご答弁をいただいたわけでありますけれども、人に優しい公共施設づくりということで、ちょうど障害者の方々が利用するマークが入った駐車場の整備を進めていただくということで感謝を申し上げます。できるだけ駐車台数を確保して、今この時期ですと利用者の方々が満車に近いような状態の日もございました。そういった中で、れんが敷きの階段の近くまでもってくるということについては、当然その出入り口のところの駐車スペースが減ってしまうということを考えますと、利用者の方々がどれだけいらっしゃるかなんかのご意見を言う方もいらっしゃるかと思いますが、やはり弱者たる方々に利便性を図るということで積極的に進めていただければと思っております。

雨の日の西口を利用ということに関しては、先ほど申し上げましたような、南に向かってとめた場合はドアを開くのにかなり力を要し、中途半端に開けた場合にすぐ戻ってきってしまうという危険性ははらんでおります。夜間になりますと、守衛の方々がいて、その時間帯でしたならば、乗降の方がいれば安全を図ってあげるといことも手助けができるのかもしれませんが、日中にはいないということがありますので、その辺のところもう少し何か監視をできるようなことがあるといいのかなと思っております。その辺のことは今後の課題だと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと、要望方しておきたいと思っております。

オストメイトの整備については、私の勉強不足で水府地区に6カ所そういったものがあるということでしたでしょうか。全部で7カ所の整備がされているということでありました。里美地区についても早急にそういったものについて考えてまいりたいというお話をいただきました。ぜひ早期に整備をお願いしたいと思っております。

利用者数の把握については、一々トイレに入る方を見ているということもないのかもしれませんが、そう多くはないことだとは思っておりますが、やはりそういった障害をお持ちの方々は外に出るのがおっくうになりがち、実は私の知り合いの方にもそういった施設がないと外に出るのが嫌なんだという方もおまして、今回ここに触れさせていただいたわけでありまして。そういった公共施設にそういった整備が進めば、より町中へ出てくる、外へ出るという機会を増やすことも、当然ここに用事がなくてもこの近辺に他の用事があったときにでも、市役所に行けば安心してそういうトイレの利用ができるということであれば、その方にとっては何ていいですか、外に出てくる楽しみが増えるということだと思っておりますので、さらなる展開をお願いしたいと思っております。

さらに、もう少し拡大して考えれば、今、体育館とか運動施設の整備について触れさせていただきましたけれども、オリンピックがあればその後には、すぐパラリンピックがありますし、そういったことを考えていきますと、車いす利用者、多分茨城県内でパラリンピックの選手としてお出になった方もいらっしゃるような記憶がありますけれども、そういうスポーツに障害者の方々がどんどん積極的に出ていくということを考えていくと、やはりそういった施設へも今後は建て替え時期とか、そういったときには整備が必要なのかなと思っておりますので、ぜひその内部検討会等がありましたときには、その辺についても触れて検討していただくようなご指示をしていただければというふうに、これも要望方しておきたいと思っております。

3番目の、今若干体育施設について触れましたので関連して申し上げますと、リトル球場、限られたエリアの中での山吹運動公園の整備だったわけでありましてから、本当にぎりぎりの地形の中で無駄のない利用の仕方をしていた。で、唯一この間大きな変化があったのが、体育館とプール、山吹運動公園の正門を入ったところのステージやお立ち台みたいなところがありましたけれども、そこを廃止して駐車場に利用できるようにしたというのが一番大きな変化だったと思っております。車の利用者の数が読み切れなかったという、時代背景が違ったからだと思っておりますが、それはより積極的に改修をしていただいたということ、それでもまだ足りないということを考えていくと、私は一番最初に申し上げましたけれども、その費用対効果を考えたときに、さらには教育長さんの答弁の中にもありましように、現在あるプールは最大限修繕を重ねながら使えるところまで使っていきたいという思いだったと思っておりますが、そうは言っても、全体的な再整備計画を進めるに当たって、プールの必要性の有無ということも当然検討会の中では議論をされていく時代なのかなと思っております。

そういうことを考えたときに、そうは言っても先ほど3,038人でしたか、去年は利用者があったということでありましてから、それが小さなお子さん連れの幼児がメインであるのか、それから大人も含めた競泳プールのほうの利用者が圧倒的に多かったのか、その辺の調査も含めて、その中で数字の出方によっては競泳用プールの必要性、もしくは幼児用の水遊びプラス、ちょっと大きくつくったぐらいのものでいいのかということの必要性も十分に検討を重ねていただきたいと思っております。

仮に競泳用のプールが要らないとすれば、当然その部分のスペースが大きくあくと思っております

ますので、それは駐車場の拡大にもつながると思っておりますので、もしくは土地の有効活用にもつながると思っておりますので、その辺についてもご検討を重ねていただくよう、これも要望しておきたいと思っております。

農・商・工連携であります、「連携」とうたっておりますように、それぞれ行政の行う施策、商工会の考える施策、観光協会、これまでは確たる事務局というものがなくて、商工観光課の中でその業務を一部請け負っているというか、事務的なものに深いかわりをもってきたということでありましたけれども、今後は観光協会が統一されていくとすれば、その観光協会、力を備えるわけありますから、それも1つの大きな拠点のかぎになると思っております。

いずれにしても、それぞれの思いが地域の活性化であったり、商業の活性化であったり、観光の活性化であったりという狙いはあるわけですが、それをよりこういう時代に新たな旅立ちをそれぞれしようとするならば、それらの連携というものを強くすること、やはり情報公開をより進めていただいて、なおかつ人口わずか6万に満たない市でありますから、連携を取り合うということはそう難しいことではないと思っておりますので、目的は一緒だと思っておりますから、さらなる連携ということに重点を置いた対応を要望して終わりたいと思っております。

私は2回目については、すべて要望ということにさせていただきます。そういうことで今後の行政のほうを進めていただければと思っております。

最後になりますが、私、今回の一般質問、冒頭申し上げましたように3年ぶりでございます。さまざまな思いを含んだ3年間でありましたけれども、特に、大久保市長さんにおかれましては、5月10日ですか、告示を予定ということでありましようけれども、4年任期の中でもう2カ月間しかなくなりました。これまで4年前の市長選を顧みながら、この4年間ずっと思い起こしてまいりましたけれども、4年前の市長選で大久保太一議員が立候補を決意し、「ちっちゃな体で大きく頑張る大久保太一」というキャッチフレーズで市長選に臨み、見事当選の栄誉を勝ち取り、そして、そのちっちゃな体が私よりも大きく見えるほどりっぱな市長さんであったというふうに私は思っております。残り任期2カ月間、これは1日たりとも市長職を忘れることはできないと思っております。残り2カ月間、精いっぱいご努力をいただいて、そして5月17日の予定される投票日には、また同じこの場でまみえること念願しております。どうかお体に気を付けて行政運営に励んでいただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時01分散会